

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

告 示		ページ
救急病院の認定	(医療対策課)	1
保安林の指定予定の通知 (2件)	(森林整備課)	1
保安林の指定 (2件)	(")	1
廃川敷地等が生じた件	(河川課)	2
建築基準法による道の指定	(建築課)	2
建築基準法による指定確認検査機関の業務区域の増加の認可	(")	2
公 告		
土地改良区の役員の就退任	(耕地課)	2
市町村営土地改良事業の工事の完了	(")	2
都市計画の変更の図書の縦覧 (2件)	(都市計画課)	3
高知県選挙管理委員会告示		
政治団体設立の届出		3
政治団体異動の届出		4
政治団体解散の届出		4
資金管理団体指定の届出		5
資金管理団体指定の取消しの届出		5
高知県監査委員告示		
包括外部監査人の監査の事務を補助する者		5

告 示

高知県告示第381号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成14年8月2日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3	平14・8・1	平17・7・31

高知県告示第382号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成14年8月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川上名字ゴロクビ1328、字カゲバタケ1339の1から1339の4まで、1349の11、1850の1、1851の1、字マグチ1853の1、1853の15、字ウメガタニ1854の1、1854の3、1854の4、1854の9、1854の10、1855の1、字カミアレ1862の10、1862の11、1862の61、字コエトラ1871の48、1871の49
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第383号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。
平成14年8月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川下名字カキノナロ2121、字タテキ2124の1、字シデナロ2127の4、字クズノ2029の3
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第384号
次の森林を保安林に指定したので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示

する。
平成14年8月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡葉山村杉ノ川字神母ノ元乙459の1、乙1803、字権現ノサコ乙461、乙463の1、字大蔵乙471の2、乙1806
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び葉山村役場に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第385号
次の森林を保安林に指定したので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
平成14年8月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- (1) 指定に係る保安林の所在場所
安芸市尾川字北大良乙874の3、乙874の2
- 指定の目的
公衆の保健
- 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (1) 指定に係る保安林の所在場所
安芸郡東洋町野根字柴田乙2518、乙2522、乙2523、乙3454の1、字北高瀬乙3453の5、乙3453の6、字東柴田乙3455の4
- 指定の目的
干害の防備
- 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに安芸市役所及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 高知県告示第386号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県伊野土木事務所にて縦覧に供する。
 平成14年8月2日
 高知県知事 橋本 大二郎

- 河川の名称
一級河川仁淀川水系早稲川
 - 廃川敷地等が生じた年月日
平成14年8月2日
 - 廃川敷地等の位置
右岸 吾川郡伊野町ツッキ池ノ北2313番5地先
 - 廃川敷地等の種類及び数量
土地(水路) 90.22平方メートル
- 高知県告示第387号
 次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により平成14年7月2日付けで指定した。
 平成14年8月2日
 高知県知事 橋本 大二郎

- 南国市稲生字西コシメリ1140番5地先から1151番1地先に至る延長195メートルの道
- 南国市久枝字中塩浜70番3地先から66番18地先に至る延長50メートルの道
- 南国市廿枝字馬場565番1地先から字松木ケ内276番3地先に至る延長342メートルの道
- 南国市下末松字辺路石291番1地先から字センダン西丸331番1地先に至る延長290メートルの道
- 南国市西山字辻ノ丸253番2地先から上野田字上野田詰684番3地先に至る延長290メートルの道
- 南国市上野田字芝開キ647番1地先から字神母ノ本630番イ地先に至る延長125メートルの道
- 南国市立田字秋竹733番イ地先から710番2地先に至る延長217メートルの道

- 南国市田村字東谷光1387番2地先から1394番2地先に至る延長113メートルの道
 - 南国市片山字柳ケ内649番1地先から字月之丸638番2地先に至る延長209メートルの道
 - 南国市片山字土居1456番地先から1450番2地先に至る延長123メートルの道
 - 南国市大浦字新川縁乙1330番1地先から字中島乙3579番5地先に至る延長225メートルの道
 - 南国市浜改田字神田651番地先から660番1地先に至る延長170メートルの道
 - 南国市前浜字中屋敷512番1地先から503番4地先に至る延長104メートルの道
 - 南国市久礼田字沖野林944番地先から963番地先に至る延長129メートルの道
 - 南国市十市字竹谷2384番地先から2375番1地先に至る延長139メートルの道
 - 南国市比江字中屋敷299番4地先から298番1地先に至る延長68メートルの道
 - 南国市西山字山田丸1047番1地先から1055番地先に至る延長144メートルの道
 - 南国市西山字金生丸194番地先から字繁弘丸591番2地先に至る延長416メートルの道
 - 南国市立田字大北670番1地先から字平坑685番11地先に至る延長305メートルの道
 - 南国市物部字西茨西865番8地先から字870番2地先に至る延長137メートルの道
 - 南国市物部字清本上流田10番5地先から31番地先に至る延長116メートルの道
 - 南国市片山字坊川1466番2地先から字前田1526番1地先に至る延長221メートルの道
 - 南国市大浦字新川縁乙1327番8地先から1337番1地先に至る延長98メートルの道
 - 南国市伊達野字野地104番2地先から102番2地先に至る延長64メートルの道
 - 南国市前浜字窪屋敷585番地先から581番地先に至る延長106メートルの道
 - 南国市前浜字境月橋詰365番地先から372番地先に至る延長102メートルの道
- 高知県告示第388号
 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の22第1項の規定により平成12年9月高知県告示第562号で指定した指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 平成14年8月2日
 高知県知事 橋本 大二郎

増加する業務区域
 須崎市並びに高岡郡中土佐町、佐川町、越知町及び窪川町

 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市五台山東崎土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
 平成14年8月2日

役名	氏名	住 所	高知県知事 橋本 大二郎
(退任)			
理事	野中 良信	高知市五台山2488 - 3	
"	横田 健	" " 2201	
"	吉村 忠計	" " 2507	
"	横田 水穂	" " 2191	
"	水口 主計	" " 2195	
監事	野中 清文	" " 2144	
"	横田 和秀	" " 2203	
(就任)			
理事	野中 良信	高知市五台山2488 - 3	
"	横田 健	" " 2201	
"	吉村 忠計	" " 2507	
"	横田 水穂	" " 2191	
"	横田 青昌	" " 2208	
監事	野中 清文	" " 2144	
"	横田 和秀	" " 2203	

~~~~~  
 土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、市町村営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成14年8月2日  
 高知県知事 橋本 大二郎

- (1) 事業主体名  
三原村
- (2) 事業名  
広野地区基盤整備促進事業(農道)
- (3) 工事完了年月日  
平成14年3月25日
- (1) 事業主体名  
大月町
- (2) 事業名  
長沢第2地区基盤整備促進事業(農道)
- (3) 工事完了年月日

- 平成13年3月22日
- 3(1) 事業主体名  
大月町
- (2) 事業名  
銚土地区基盤整備促進事業(農道)
- (3) 工事完了年月日  
平成13年3月19日
- 4(1) 事業主体名  
仁淀村
- (2) 事業名  
寺野地区基盤整備促進事業(農道)
- (3) 工事完了年月日  
平成12年7月22日
- 5(1) 事業主体名  
吾川村
- (2) 事業名  
二ノ滝地区基盤整備促進事業(農道)
- (3) 工事完了年月日  
平成13年3月30日
- 6(1) 事業主体名  
吾川村
- (2) 事業名  
寺村地区基盤整備促進事業(農道)
- (3) 工事完了年月日  
平成14年3月26日
- 7(1) 事業主体名  
鏡村
- (2) 事業名  
草峰地区基盤整備促進事業(農道)
- (3) 工事完了年月日  
平成14年1月7日
- 8(1) 事業主体名  
高知市
- (2) 事業名  
檜地区ため池等整備事業(用排水路)
- (3) 工事完了年月日  
平成13年3月27日
- 9(1) 事業主体名  
伊野町
- (2) 事業名  
皿ヶ谷地区ため池等整備事業(用排水路)
- (3) 工事完了年月日  
平成13年3月27日
- 10(1) 事業主体名  
吾北村

- (2) 事業名  
岩川内地区ため池等整備事業(用排水路)
- (3) 工事完了年月日  
平成12年11月30日
- 11(1) 事業主体名  
高知市
- (2) 事業名  
吉井地区地すべり関連事業(農道)
- (3) 工事完了年月日  
平成13年3月30日

~~~~~

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成14年8月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路(3・3・92号高知新港線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
高知市仁井田字新港、字八窪、字長野、字出津前、字並松、字甘樺畑、字小滝ノ下、字東山の各一部、池字古田、字稲屋山、字夏刈、字従屋敷、字長田、字城門、字御畑、字羽添、字下長崎、字上長崎、字豊岡、字仲屋敷、字棕木谷、字奥ノ内、字南天山、字西谷山、字西谷、字北谷及び字北谷山の各一部並びに五台山字西黒崎山、字黒崎西谷、字西黒崎、字五郎衛門井表、字追割汐田、字五郎衛門汐田、字八助汐田及び字北タナスカ地先の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所
- 4 縦覧期間
平成14年8月2日から同月16日まで

~~~~~

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成14年8月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
高知広域都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知市役所
- 4 縦覧期間  
平成14年8月2日から同月16日まで

-----

選挙管理委員会  
告 示

-----

高知県選挙管理委員会告示第47号  
政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成14年8月2日  
高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
その他の政治団体

| 名 称      | 代表者氏名  | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日   |
|----------|--------|---------|-------------------|---------|
| 吉永哲也後援会  | 森下 春代  | 尾崎 ゆう子  | 高知市塚ノ原111-8       | 平14・6・3 |
| 塚ノ原よしなが会 | 吉永 哲也  | 尾崎 ゆう子  | 高知市塚ノ原111-8       | " "     |
| 比与森光俊後援会 | 比与森 光俊 | 比与森 妙   | 香美郡土佐山田町西本町一丁目5-1 | " "     |
| 米田佐代子後援会 | 米田 佐代子 | 米田 薫    | 安芸市川北甲5293-17     | " "     |
| 寺村昇後援会   | 浜口 貞記  | 寺村 昇    | 須崎市妙見町7-27        | " "     |

|         |       |       |               |   |   |
|---------|-------|-------|---------------|---|---|
| 前田良二後援会 | 近藤 時仁 | 前田 末広 | 須崎市下分甲2032-2  | " | " |
| 岡村康良後援会 | 岡村 康良 | 岡村 恵  | 高知市中水道5-29    | " | " |
| 岡村康良仁淀会 | 岡村 康良 | 岡村 恵  | 高知市中水道5-29    | " | " |
| 吉川景子後援会 | 吉川 景子 | 吉川 浩史 | 土佐清水市中央町6-12  | " | " |
| 形岡一後援会  | 吉岡 楠雄 | 形岡 貴弘 | 土佐清水市小江町2-11  | " | " |
| 岡林喜男後援会 | 奥村 雄一 | 野中 信意 | 土佐清水市緑ヶ丘9-22  | " | " |
| 横田明男後援会 | 横田 明男 | 横田 澄夫 | 安芸市本町一丁目11-19 | " | " |
| 岡村道夫後援会 | 岡村 道夫 | 岡村 朋之 | 吾川郡春野町西諸木464  | " | " |

高知県選挙管理委員会告示第48号  
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。  
 平成14年8月2日  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

政党

| 区分 | 名 称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----|-----|-------|---------|------------|-------|
| 異動 |     | 国元 清  |         |            |       |

|     |            |        |      |      |          |
|-----|------------|--------|------|------|----------|
| 前   | 自由民主党窪川町支部 | 隆 布 博見 | 異動なし | 異動なし | 平14・6・13 |
| 異動後 |            |        |      |      |          |

その他の政治団体

| 区分  | 名 称          | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日   |
|-----|--------------|-------|---------|--------------|---------|
| 異動前 | 中内桂郎後援会      | 松本 洋祐 | 異動なし    | 異動なし         | 平14・6・3 |
| 異動後 |              | 川澤 啓一 |         |              |         |
| 異動前 | 高知県自動車整備政治連盟 | 異動なし  | 藤田 佳久   | 異動なし         | " "     |
| 異動後 |              |       | 入交 信友   |              |         |
| 異動前 | 井上自由後援会      | 戸田 信之 | 異動なし    | 異動なし         | " "     |
| 異動後 |              | 高木 義博 |         |              |         |
| 異動前 | 照友会          | 異動なし  | 筒井 廣美   | 異動なし         | " "     |
| 異動後 |              |       | 西山 正男   |              |         |
| 異動前 | 箭野信敏後援会      | 箭野 信敏 | 異動なし    | 高岡郡越知町今成1795 | " "     |
| 異動後 |              |       |         | 高岡郡越知町越知丙746 |         |
| 異動  | 全国石          | 小川 満  |         |              |         |

|     |             |        |      |      |     |
|-----|-------------|--------|------|------|-----|
| 前   | 油政治連盟高知県連合会 | 仮谷 征二郎 | 異動なし | 異動なし | " " |
| 異動後 |             |        |      |      |     |

高知県選挙管理委員会告示第49号  
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成14年8月2日  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

| 名 称       | 主たる事務所の所在地     | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日   |
|-----------|----------------|-------|--------------|---------|
| 伊与木ゆたか後援会 | 幡多郡大正町田野々501-1 | 武内 景明 | 解散           | 平14・6・4 |
| ふるさと一番の会  | 土佐清水市寿町8-6     | 福田 和哉 | "            | " "     |
| 鎌倉宏後援会    | 長岡郡大豊町高須545-1  | 楠瀬 覚  | "            | " "     |
| 岡村康良後援会   | 高知市中水道5-29     | 岡村 康良 | "            | " "     |
| 岡村康良仁淀会   | 高知市中水道5-29     | 長山 茂之 | "            | " "     |
| 藤田隆男後援会   | 高岡郡窪川町仁井田725   | 吉村 武峯 | "            | " "     |
| 西川貢後援会    | 土佐市出間1202      | 野本 生真 | "            | " "     |
| 黒石富三後援会   | 宿毛市平田町黒川2700-2 | 黒石 忠男 | "            | " "     |
| 森本諄男      | 幡多郡三原村柚        | 森本 栄美 | "            | " "     |

|           |                 |        |   |        |
|-----------|-----------------|--------|---|--------|
| 後援会       | ノ木10 - 5        | 子      | " | 7      |
| 上野宏後援会    | 中村市安並2575       | 溝淵 香   | " | " 10 " |
| 小笠原俊信後援会  | 長岡郡大豊町西峰3509    | 面村 茂利  | " | " 19 " |
| 新党クラブ     | 高知市瀬戸東町三丁目175   | 矢野 利男  | " | " " "  |
| 明神栄一を育てる会 | 須崎市上分甲607 - 4   | 弘田 忠志  | " | " " "  |
| 今村充後援会    | 宿毛市貝塚3953 - 15  | 浜田 源康  | " | " " "  |
| 沢田勇後援会    | 長岡郡本山町本山547 - 1 | 塩田 潤一郎 | " | " " "  |
| 橋詰武勇後援会   | 高知市中宝永町1 - 1    | 川久保 良男 | " | " 27 " |

高知県選挙管理委員会告示第50号  
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。  
 平成14年8月2日  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
 資金管理団体

| 候補者氏名 | 公職の種類   | 名 称      | 主たる事務所の所在地    | 代表者氏名 | 届出年月日   |
|-------|---------|----------|---------------|-------|---------|
| 吉永 哲也 | 高知市議会議員 | 塚ノ原よしなが会 | 高知市塚ノ原111 - 8 | 吉永 哲也 | 平14・6・3 |
| 比与森   | 土佐山田町議  | 比与森光俊後   | 香美郡土佐山田町西     | 比与森   | " "     |

|        |           |          |                 |        |        |
|--------|-----------|----------|-----------------|--------|--------|
| 光俊     | 会議員       | 援会       | 本町一丁目5 - 1      | 光俊     | "      |
| 米田 佐代子 | 安芸市議会議員   | 米田佐代子後援会 | 安芸市川北甲5293 - 17 | 米田 佐代子 | " "    |
| 岡村 康良  | 高知市議会議員   | 岡村康良後援会  | 高知市中水道5 - 29    | 岡村 康良  | " 5 "  |
| 吉川 景子  | 土佐清水市議会議員 | 吉川景子後援会  | 土佐清水市中央町6 - 12  | 吉川 景子  | " 6 "  |
| 横田 明男  | 安芸市議会議員   | 横田明男後援会  | 安芸市本町一丁目11 - 19 | 横田 明男  | " 19 " |

高知県選挙管理委員会告示第51号  
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。  
 平成14年8月2日  
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜  
 資金管理団体

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 名 称     | 主たる事務所の所在地   | 代表者氏名 | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 |
|-----------|---------|---------|--------------|-------|---------------------|
| 岡村 康良     | 高知市議会議員 | 岡村康良後援会 | 高知市中水道5 - 29 | 岡村 康良 | 平14・6・5             |

-----  
 監 査 委 員 告 示  
 -----

監査委員告示第2号  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が

調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。  
 平成14年7月25日（揭示済）  
 高知県監査委員 土森 正典  
 同 溝淵 健夫  
 同 吉原 強  
 同 高橋 恵子  
 氏 名 住 所 監査の事務を補助できる期間  
 橋本 隆行 高知市高須新町一丁目5番13号 平成14年7月25日から平成15年3月31日まで